

令和8年3月5日

第1回岩美町議会定例会議案

岩 美 町

目 次

- 議案第 1 号 令和 7 年度岩美町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の承認について
- 議案第 2 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 号 令和 7 年度岩美町一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 6 号 令和 7 年度岩美町代替バス運送事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 号 令和 7 年度岩美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 号 令和 7 年度岩美町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 号 令和 7 年度岩美町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 10 号 令和 7 年度岩美町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 11 号 令和 7 年度岩美町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 12 号 令和 7 年度岩美町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 13 号 岩美町立田後コミュニティ消防センターの指定管理者の指定について
- 議案第 14 号 岩美町立網代コミュニティ消防センターの指定管理者の指定について
- 議案第 15 号 岩美町立防災センターの指定管理者の指定について
- 議案第 16 号 岩美町立恩志児童遊園の指定管理者の指定について
- 議案第 17 号 岩美町立本庄児童遊園の指定管理者の指定について
- 議案第 18 号 岩美めぐみ館の指定管理者の指定について

- 議案第19号 岩美町立緑地管理中央センターの指定管理者の指定について
- 議案第20号 岩美町立陸上山村広場の指定管理者の指定について
- 議案第21号 東漁村センターの指定管理者の指定について
- 議案第22号 岩美町立本庄共同作業所の指定管理者の指定について
- 議案第23号 岩美町立恩志共同作業所の指定管理者の指定について
- 議案第24号 岩美町立恩志地区会館の指定管理者の指定について
- 議案第25号 岩美町立岩井スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 議案第26号 東地区社会体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第27号 田後地区社会体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第28号 網代地区社会体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第29号 小田地区社会体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第30号 岩井地区社会体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第31号 蒲生地区社会体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第32号 岩美町空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 岩美町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について
- 議案第34号 職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 議案第35号 いわみ暮らしおためし住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
について
- 議案第36号 岩美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について
- 議案第37号 岩美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

- 議案第38号 岩美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第39号 岩美町犯罪被害者等支援条例の一部改正について
- 議案第40号 岩美町敬老祝金支給条例の一部改正について
- 議案第41号 岩美町介護保険条例の一部改正について
- 議案第42号 岩美町奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 議案第43号 岩美町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第44号 岩美町道路線の認定について
- 議案第45号 令和8年度岩美町一般会計予算
- 議案第46号 令和8年度岩美町代替バス運送事業特別会計予算
- 議案第47号 令和8年度岩美町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第48号 令和8年度岩美町国民健康保険特別会計予算
- 議案第49号 令和8年度岩美町介護保険特別会計予算
- 議案第50号 令和8年度岩美町水道事業会計予算
- 議案第51号 令和8年度岩美町下水道事業会計予算
- 議案第52号 令和8年度岩美町病院事業会計予算

議案第 1 号

令和 7 年度岩美町一般会計補正予算（第 8 号）の専決
処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定
により次のとおり専決処分をしたので、同法同条第 3 項の規定によ
り、これを本議会に報告して承認を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

衆議院の解散に伴う、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費について、岩美町一般会計補正予算を専決処分したのでこれの承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度岩美町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をする。

令和8年1月21日

岩美町長 長 戸 清

令和7年度岩美町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度岩美町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,705千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,954,450千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月21日専決

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予算 補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
16 県	支 出 金		764,752	14,705	779,457
		3 県 委 託 金	142,920	14,705	157,625
歳 入	合 計		8,939,745	14,705	8,954,450

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総	務	費	1,664,827	14,705	1,679,532
	4 選	挙	46,801	14,705	61,506
歳	出	合 計	8,939,745	14,705	8,954,450

議案第 2 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の職員の期末手当支給月数の改定を行うため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和44年岩美町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「相当する額に」の次に「6月に支給する場合においては」を、「100分の172.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の177.5」を加える。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 3 号

職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、一般職の職員の通勤手当額、給料月額及び期末勤勉手当支給月数の改定を行うため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和41年岩美町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「7, 100円」を「7, 300円」に改める。

第19条第2項中「期末手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の105を乗じて得た額）」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の107.5を乗じて得た額）」を加え、同条第3項中「期末手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の60を乗じて得た額）」の次に「、12月に支給する場合には100分の72.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては100分の62.5を乗じて得た額）」を加える。

第20条第2項第1号中「加算した額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の125）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の60）」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては100分の62.5）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200

37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300

71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			

105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				
113		313,500				
114		313,700				
115		314,000				
116		314,400				
117		314,600				
118		314,800				
119		315,100				
120		315,400				
121		315,700				
122		315,900				
123		316,200				
124		316,500				
125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

別表第2（第3条関係）

(1) 医療職 (2) 給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	

27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		

61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
78	265,000	301,000	338,100	359,700			
79	265,300	301,200	338,500	359,900			
80	265,500	301,500	339,000	360,200			
81	265,700	301,800	339,500	360,700			
82	266,000	302,000	339,800	361,000			
83	266,300	302,300	340,000	361,300			
84	266,500	302,600	340,300	361,600			
85	266,700	302,800	340,700	362,000			
86		303,000	341,100	362,300			
87		303,200	341,400	362,600			
88		303,400	341,700	362,900			
89		303,800	342,000	363,300			
90		304,000	342,200	363,600			
91		304,200	342,600	363,800			
92		304,400	342,900	364,100			
93		304,800	343,100	364,400			
94		305,000	343,400	364,800			

	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年前再任用短時間勤務職員		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

(2) 医療職 (3) 給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	

28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	

62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		
88	296,800	324,600	362,200	381,000		
89	297,200	325,500	362,800	381,300		
90	297,700	326,500	363,400	381,800		
91	298,200	327,500	364,000	382,100		
92	298,700	328,500	364,600	382,400		
93	299,200	329,300	365,000	383,000		
94	299,600	330,000	365,400	383,500		
95	300,100	330,700	365,900	384,000		

96	300,700	331,300	366,300	384,500		
97	301,300	331,800	366,800	385,100		
98	301,800	332,100	367,200	385,600		
99	302,300	332,600	367,700	386,100		
100	302,800	333,200	368,100	386,500		
101	303,200	333,600	368,400	387,100		
102	303,700	334,100	368,900	387,600		
103	304,100	334,700	369,200	388,100		
104	304,500	335,200	369,500	388,600		
105	304,900	335,600	369,900	389,200		
106	305,300	336,100	370,400	389,600		
107	305,700	336,600	370,900	390,100		
108	306,000	337,100	371,400	390,600		
109	306,200	337,500	371,900	391,200		
110	306,500	337,800	372,400			
111	306,700	338,100	372,900			
112	307,000	338,400	373,300			
113	307,300	338,700	373,700			
114	307,500	339,100	374,100			
115	307,800	339,400	374,600			
116	308,000	339,700	375,100			
117	308,300	339,900	375,500			
118	308,500	340,200	376,000			
119	308,800	340,500	376,500			
120	309,100	340,700	377,000			
121	309,400	340,900	377,300			
122	309,700	341,200				
123	310,000	341,500				
124	310,300	341,800				
125	310,500	342,000				
126	310,700	342,300				
127	311,000	342,600				
128	311,400	342,800				
129	311,600	343,000				

130	311,900	343,200				
131	312,200	343,500				
132	312,600	343,700				
133	312,800	344,000				
134	313,100	344,400				
135	313,400	344,800				
136	313,700	345,200				
137	313,900	345,500				
138	314,200	345,900				
139	314,500	346,300				
140	314,800	346,700				
141	315,000	347,000				
142	315,300	347,400				
143	315,700	347,700				
144	316,000	348,100				
145	316,200	348,400				
146	316,400	348,800				
147	316,700	349,200				
148	317,000	349,600				
149	317,200	349,900				
150	317,400	350,300				
151	317,700	350,700				
152	318,000	351,100				
153	318,400	351,400				
154	318,600					
155	318,800					
156	319,100					
157	319,400					
158	319,700					
159	320,000					
160	320,300					
161	320,700					
162	321,000					
163	321,300					

	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前再任用短時間勤務職員		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に改め、「、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては100分の107.5を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の70を」を「100分の71.25」に、「100分の60」を「100分の61.25」に改め、「、12月に支給する場合には100分の72.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては100分の62.5を乗じて得た額）」を削る。

第20条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125」を「100分の126.25」に改め、「、12月に支給する場

合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては100分の127.5）」を削り、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60」を「100分の61.25」に改め、「12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては100分の62.5）」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 4 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

大規模な災害が発生した区域において災害応急作業等に従事した職員に対して特殊勤務手当を支給するため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和41年岩美町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)

第14条 災害応急作業等手当は、異常な自然現象により重大な災害が発生し、国、地方公共団体等の要請に基づき、本町以外の区域に派遣された場合に、次に掲げる作業等に従事した職員に対して支給することとし、その手当額は、これらの作業等に応じて、当該作業等に従事した日1日につき次に定める額とすることとする。ただし、作業等が夜間(日没時から日出時までの間をいう。)に行われた場合にあっては、当該各号に定める額に100分の50に相当する額を加算した額とする。

(1) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査
1,080円

(2) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視 710円

(3) 避難所の運営等の業務、罹災証明書の交付に係る被害状況の調査等 710円

2 前項の規定にかかわらず、同一の日において第1項各号のうち2以上の号に掲げる作業等に従事した場合は、これらの作業等について前項の規定によりそれぞれ計算した額のうち最も高い額の災害応急作業手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第6号及び第14条の規定は、令和8年1月1日から適用する。

議案第5号

令和7年度岩美町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度岩美町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,292千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,985,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 町	税		1,079,413	9,198	1,088,611
		1 町民税	444,159	7,900	452,059
		3 軽自動車税	48,494	1,298	49,792
11 地方交付税	税		3,638,217	254,160	3,892,377
		1 地方交付税	3,638,217	254,160	3,892,377
13 分担金及び負担金			330	78	408
		1 負担金	330	78	408
14 使用料及び手数料			74,548	204	74,752
		1 使用料	59,684	234	59,918
		2 手数料	14,864	30	14,834
15 国庫支出金			1,308,033	68,810	1,239,223
		1 国庫負担金	524,709	4,332	529,041
		2 国庫補助金	780,660	73,143	707,517
		3 国庫委託金	2,664	1	2,665
16 県支出名			779,457	35,622	743,835
		1 県負担金	231,616	487	231,129
		2 県補助金	390,216	31,479	358,737
		3 県委託金	157,625	3,656	153,969
17 財産収入			39,660	23,814	63,474
		1 財産運用収入	27,208	22,394	49,602
		2 財産売却収入	12,452	1,420	13,872
18 寄附金			152,075	1,218	153,293
		1 寄附金	152,075	1,218	153,293
19 繰入金			507,208	136,191	371,017
		1 基金繰入金	507,208	136,191	371,017
21 諸収入			48,164	15,843	64,007

款		項		補正前の額	補正額	計
21 諸	収 入	2 町 預 金 利 子	31	769	800	
		3 貸 付 金 元 利 収 入	2,247	1,947	300	
		5 雑 入	45,883	17,021	62,904	
22 町	債	1 町 債	891,400	32,600	858,800	
		1 町 債	891,400	32,600	858,800	
歳	入	合 計	8,954,450	31,292	8,985,742	

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議	会費	88,811	915	87,896
2 総	務	1,679,532	49,577	1,629,955
	1 総務管理費	1,453,456	30,324	1,423,132
	2 徴税費	93,949	804	94,753
	3 戸籍住民基本台帳費	50,365	140	50,225
	4 選挙費	61,506	20,068	41,438
	5 統計調査費	10,247	156	10,403
	6 監査委員費	10,009	5	10,004
3 民	生	2,708,466	28,399	2,736,865
	1 社会福祉費	1,333,835	8,037	1,341,872
	2 児童福祉費	1,213,135	14,134	1,227,269
	3 生活保護費	161,496	6,228	167,724
4 衛	生	868,484	81,255	949,739
	1 保健衛生費	198,100	17,104	215,204
	2 清掃費	201,596	9,085	192,511
	3 病院費	468,788	73,236	542,024
5 農	林	361,027	11,608	349,419
	1 水産業費	261,983	6,268	255,715
	2 林業費	54,119	1,612	52,507
	3 水産業費	44,925	3,728	41,197
6 商	工	355,400	5,289	350,111
	1 商工業費	355,400	5,289	350,111
7 土	木	686,369	5,281	681,088
	1 土木管理費	106,380	8,255	98,125
	2 道路橋りょう費	408,475	3,253	405,222

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土	3 都 市 計 画 費	7,742	203	7,945
	4 下 水 道 費	117,575	16,383	133,958
	5 住 宅 費	45,612	10,359	35,253
8 消	防 費	268,322	3,441	271,763
	1 消 防 費	268,322	3,441	271,763
9 教	育 費	1,160,740	8,641	1,152,099
	1 教 育 総 務 費	104,703	3,579	101,124
	2 小 学 校 費	267,903	5,067	262,836
	3 中 学 校 費	104,080	3,099	100,981
	4 社 会 教 育 費	572,359	158	572,517
	5 保 健 体 育 費	111,695	2,946	114,641
11 公	債 費	770,399	492	769,907
	1 公 債 費	770,399	492	769,907
歳	出 合 計	8,954,450	31,292	8,985,742

第 2 表 繰越明許費補正

1. 追加 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	防災行政無線及び情報連絡施設管理運営費	11,119
3 民生費	2 児童福祉費	児童センター整備事業（駐車場）	6,300
7 土木費	2 道路橋りょう費	町道陸上中央線改良事業	26,637
	5 住宅費	子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成事業	7,700
8 消防費	1 消防費	避難所環境整備事業	8,912
		震災に強いまちづくり促進事業	1,400
9 教育費	2 小学校費	小学校空調設備改修事業	9,676
		岩美南小学校高圧ケーブル等更新事業	4,710
	3 中学校費	中学校空調設備改修事業	4,131
合 計			80,585

2. 変更 (単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
7 土木費	2 道路橋りょう費	町道新設改良事業	114,800	158,766

第 3 表 債務負担行為 補正

(単位：千円)

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業者経営改善資金利子補給金	令和8年度から 令和10年度まで	151
合 計	計	151

第 4 表 地 方 債 補 正

1. 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業出資債	千円 16,600	証書借入 又 証券発行	4.5% 以 内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れの資 金について利率の見 直しを行った後にお いては当該見直し後 の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定する ものによる。町財政の都合によ り、据置期間及び償還期限を短 縮し若しくは、繰上げ償還又は 低利に借換えすることができ る。
合 計	908,000			

2. 変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
過疎地域持続的発展特別事業	千円 73,400	証書借入 又 証券発行	千円 55,900	補正前 に 同 じ
児童センター整備事業	252,500		252,000	補正前 に 同 じ
町道新設改良事業	178,600		154,200	補正前 に 同 じ
緊急防災・減災事業	56,300		51,400	補正前 に 同 じ
小学校施設改修事業	7,300		5,400	補正前 に 同 じ
合 計	908,000		858,800	補正前 に 同 じ

議案第6号

令和7年度岩美町代替バス運送事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度岩美町の代替バス運送事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ426千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	料		2,250	367	2,617
2 県支出金	金	1 使用料	2,250	367	2,617
3 繰入金	金	1 県補助金	20,494	238	20,732
5 諸収入	入	1 他会計繰入金	43,473	1,270	42,203
6 財産収入	入	2 雑収入	10,001	39	10,040
			10,000	39	10,039
			0	200	200
		1 財産売払収入	0	200	200
歳入	入	合計	76,219	426	75,793

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 総	務	費	76,019	426	75,593
	1 総	務 管 理 費	76,019	426	75,593
歳	出	合 計	76,219	426	75,793

議案第7号

令和7年度岩美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度岩美町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,404千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予算 補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		140,814	8,601	149,415
3 広域連合支出金	1 後期高齢者医療保険料	140,814	8,601	149,415
		4,281	343	4,624
5 繰入金	1 広域連合委託金	4,281	343	4,624
	1 他会計繰入金	53,341	1,540	51,801
歳入	合 計	202,033	7,404	209,437

(単位：千円)

歳出		項	補正前の額	補正額	計
1	総務費		9,914	0	9,914
		1 総務管理費	9,882	0	9,882
2	広域連合納付金		191,918	7,404	199,322
		1 広域連合納付金	191,918	7,404	199,322
歳	出	合 計	202,033	7,404	209,437

議案第8号

令和7年度岩美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度岩美町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64,554千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,292,535千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予算 補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税		162,402	1,645	164,047
4 県支出金	1 国民健康保険税		162,402	1,645	164,047
	4 県支出金		1,066,422	63,761	1,002,661
5 財産収入	1 県補助金		1,066,421	63,761	1,002,660
	5 財産収入		97	692	789
		1 財産運用収入	97	692	789
7 繰入金			126,770	3,130	123,640
		1 他会計繰入金	87,741	3,130	84,611
歳入	合計	計	1,357,089	64,554	1,292,535

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費				
	1 総務管理費	11,631	171	11,460
	2 徴収費	10,739	19	10,720
		693	152	541
2 保険給付費				
	1 療養諸費	1,041,500	62,378	979,122
	2 高額療養費	868,788	42,702	826,086
	5 葬祭諸費	168,500	19,076	149,424
		1,200	600	600
3 国民健康保険事業費納付金		263,816	0	263,816
	1 医療給付費分	176,437	0	176,437
	2 後期高齢者支援金等分	68,276	0	68,276
	3 介護納付金分	19,103	0	19,103
5 保健事業費		30,549	1,564	28,985
	1 特定健康診査等事業費	11,422	44	11,378
	2 保健事業費	7,643	1,797	5,846
	3 健康管理費	11,484	277	11,761
6 積立金		97	692	789
	1 積立金	97	692	789
7 諸支出金		7,495	1,133	6,362
	3 繰り出し金	5,871	1,133	4,738
歳出	合計	1,357,089	64,554	1,292,535

議案第9号

令和7年度岩美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度岩美町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,564,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予算 補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料	料		292,875	968	293,843
3 国庫支出金	金	1 介護保険料	292,875	968	293,843
		2 国庫補助金	388,259	16,101	372,158
4 支払基金交付金	金		134,729	16,101	118,628
		1 支払基金交付金	388,067	5,093	393,160
5 県支出金	金		388,067	5,093	393,160
		1 県負担金	210,213	9,891	200,322
		2 県補助金	198,733	9,937	188,796
6 財産収入	入		11,480	46	11,526
		1 財産運用収入	99	403	502
		1 財産運用収入	99	403	502
7 繰入	金		209,967	30,123	240,090
		1 一般会計繰入金	209,967	1,750	211,717
		2 基金繰入金	0	28,373	28,373
11 サービス事業勘定繰入金	金		5,795	393	6,188
		1 一般会計繰入金	5,795	393	6,188
歳入	入	合計	1,553,737	10,988	1,564,725

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費		13,164	21	13,185
		3 介護認定審査委員会費	3,922	21	3,943
2	保険給付費		1,391,576	17,588	1,409,164
		1 介護サービス等諸費	1,280,144	18,764	1,298,908
		2 介護予防サービス等諸費	47,443	3,104	44,339
		5 特定入所者介護サービス等費	27,720	1,928	29,648
3	地域支援事業費		75,600	926	76,526
		1 介護予防・生活支援サービス事業費	33,535	2,035	35,570
		2 一般介護予防事業費	12,387	524	11,863
		3 包括的支援事業・任意事業費	29,258	585	28,673
4	基金積立金		16,002	7,940	8,062
		1 基金積立金	16,002	7,940	8,062
6	サービス事業勘定総務費		7,959	212	8,171
		1 サービス管理費	7,959	212	8,171
7	サービス事業勘定事業費		3,937	181	4,118
		1 介護予防支援事業費	3,937	181	4,118
歳出	合計	合計	1,553,737	10,988	1,564,725

議案第10号

令和7年度岩美町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度岩美町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度岩美町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	
	収	入	支	出
第1款 水道事業収益	268,849千円		△1,295千円	267,554千円
第2項 営業外収益	57,309千円		△1,295千円	56,014千円
第1款 水道事業費用	268,849千円		△1,295千円	267,554千円
第1項 営業費用	239,127千円		△1,505千円	237,622千円
第2項 営業外費用	29,572千円		210千円	29,782千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文中括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額107,034千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,586千円、過年度分損益勘定留保資金85,448千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	収 入	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	266,749千円		69,769千円	336,518千円
第1項 企業債	175,900千円		43,900千円	219,800千円
第2項 出資金	9,494千円		16,783千円	26,277千円
第3項 補助金	72,835千円		8,486千円	81,321千円
第4項 負担金	8,520千円		600千円	9,120千円
第1款 資本的支出	378,086千円	支 出	65,466千円	443,552千円
第1項 建設改良費	262,423千円		65,466千円	327,889千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

起債の目的	補正前			補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	利率	
水道施設改良事業	千円 175,900	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行っては当該見直し後の利率)	償還の方法 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し若しくは、繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 219,800	% 補正前に同じ	償還の方法 補正前に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	26,663千円	△617千円	26,046千円

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

議案第11号

令和7年度岩美町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度岩美町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度岩美町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(補正予定額)	
		(既決予定額)	(補正予定額)
第1款	下水道事業収益	427,368千円	451,998千円
第2項	営業外収益	228,250千円	252,880千円
第1款	下水道事業費用	427,368千円	451,998千円
第1項	営業費用	377,428千円	401,918千円
第2項	営業外費用	49,790千円	49,930千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文中括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27,363千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,701千円、当年度損益勘定留保資金15,662千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	収 入	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	551,955千円		4,982千円	556,937千円
第1項 企業債	305,200千円	△10,900千円		294,300千円
第2項 補助金	144,641千円	△1,039千円		143,602千円
第3項 負担金等	55,265千円	6,495千円		61,760千円
第4項 出資金	46,849千円	6,497千円		53,346千円
第5項 その他資本的収入	0千円	3,929千円		3,929千円
		支 出		
第1款 資本的支出	608,234千円	△23,934千円		584,300千円
第1項 建設改良費	297,953千円	△23,934千円		274,019千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
下水道施設改良事業	千円 124,700	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行っては当該見直し後の利率)	償還の方法 政府資金については、その融資金により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し若しくは、繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 131,200	補正前に同じ
資本準償 平化	千円 180,500	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行っては当該見直し後の利率)	償還の方法 政府資金については、その融資金により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し若しくは、繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 163,100	補正前に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)
第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	6, 266 千円	235 千円	6, 501 千円

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

議案第12号

令和7年度岩美町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度岩美町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度岩美町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条（2）年間患者数中「入院32,485人」を「入院30,660人」に、「外来64,152人」を「外来55,672人」に、（3）一日平均患者数中「入院89人」を「入院84人」に、「外来264人」を「外来230人」に、（4）主要な建設改良事業中「医療機械器具等購入事業36,032千円」を「医療機械器具等購入事業37,268千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（ 補 正 予 定 額 ）	
	（既決予定額）	（ 計 ）
	収	入
第1款 病院事業収益	2,167,485千円	△80,940千円
第1項 医療収益	1,716,864千円	△178,255千円
第2項 介護サービス収益	45,149千円	△1,626千円

第3項	訪問看護ステーション収益	31,383千円	1,322千円	32,705千円
第4項	医業外収益	374,088千円	97,400千円	471,488千円
第5項	特別利益	1千円	219千円	220千円

支 出

第1款	病院事業費用	2,366,820千円	△20,056千円	2,346,764千円
第1項	医業費用	2,287,207千円	△29,142千円	2,258,065千円
第2項	訪問看護ステーション費用	36,922千円	△2,565千円	34,357千円
第3項	医業外費用	41,791千円	△347千円	41,444千円
第4項	特別損失	600千円	11,998千円	12,598千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文中括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額144,416千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,138千円、過年度分損益勘定留保資金140,278千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	179,113千円	382千円	179,495千円
第1項	企業債	30,000千円	100千円	30,100千円
第2項	出資金	137,443千円	8千円	137,451千円
第3項	補助金	11,670千円	△26千円	11,644千円

第4項	看護師奨学金貸付金返還金	0千円	300千円	300千円
		支		
		出		
第1款	資本的支出	326,363千円	△2,452千円	323,911千円
第1項	建設改良費	44,370千円	1,148千円	45,518千円
第3項	看護師奨学金貸付金	4,800千円	△1,200千円	3,600千円
第4項	薬剤師奨学金貸付金	2,400千円	△2,400千円	0千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のように改める。

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
医療機械 器具等購入 事業	千円 30,000	証書 借入は 又証券 発行	4.5% 以内(ただ し、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金につ いては、その融資 条件により、銀行 その他の場合に は、その債権者と 協定するものに よる。ただし、町 財政の都合によ り、据置期間及び 償還期限を短縮 し若しくは、繰上 げ償還又は低利 に借換えするこ とができる。	千円 30,100	補正前 に同じ	% 補正前 に同じ	補正前 に同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1, 274, 491千円	△21, 463千円	1, 253, 028千円
(2) 交際費	1, 000千円	△900千円	100千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条本文中「5, 871千円」を「4, 738千円」に改め、次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
国民健康保険特別会計	5, 871千円	△1, 133千円	4, 738千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第10条本文中「454, 287千円」を「429, 347千円」に改める。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

議案第 13 号

岩美町立田後コミュニティ消防センターの指定管理者
の指定について

次のとおり岩美町立田後コミュニティ消防センターの指定管理者
を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

岩美町立田後コミュニティ消防センター

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字田後 2 1 9 番地 2 3

田後地区自治会

会長 福田 照実

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

岩美町立田後コミュニティ消防センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、田後地区自治会を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 14 号

岩美町立網代コミュニティ消防センターの指定管理者
の指定について

次のとおり岩美町立網代コミュニティ消防センターの指定管理者
を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

岩美町立網代コミュニティ消防センター

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字網代 81 番地

網代地区自治会

会長 清水 博

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

岩美町立網代コミュニティ消防センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、網代地区自治会を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 15 号

岩美町立防災センターの指定管理者の指定について

次のとおり岩美町立防災センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

岩美町立防災センター

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字岩本 690 番地 15

岩本 1 区

区長 中村 義昭

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

岩美町立防災センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、岩本1区を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第16号

岩美町立恩志児童遊園の指定管理者の指定について

次のとおり、岩美町立恩志児童遊園の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長戸 清

記

1. 公の施設の名称

岩美町立恩志児童遊園

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字恩志191番地

二恩志部落

区長 山本幸男

3. 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

岩美町立恩志児童遊園の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、二恩志部落を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 17 号

岩美町立本庄児童遊園の指定管理者の指定について

次のとおり、岩美町立本庄児童遊園の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長戸 清

記

1. 公の施設の名称

岩美町立本庄児童遊園

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字本庄 370 番地

本庄部落

区長 松村孝也

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

岩美町立本庄児童遊園の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、本庄部落を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第18号

岩美めぐみ館の指定管理者の指定について

次のとおり岩美めぐみ館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

記

- 1 公の施設の名称
岩美めぐみ館
- 2 指定管理者となる団体の名称等
鳥取県岩美郡岩美町大字新井337番地4
株式会社いわみ道の駅
代表取締役 小島 健一郎
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

岩美めぐみ館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、株式会社いわみ道の駅を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 19 号

岩美町立緑地管理中央センターの指定管理者の指定について

次のとおり岩美町立緑地管理中央センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

- 1 公の施設の名称
岩美町立緑地管理中央センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
鳥取県岩美郡岩美町大字新井 3 3 7 番地 4
株式会社いわみ道の駅
代表取締役 小島 健一郎
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

岩美町立緑地管理中央センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、株式会社いわみ道の駅を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第20号

岩美町立陸上山村広場の指定管理者の指定について

次のとおり岩美町立陸上山村広場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

記

- 1 公の施設の名称
岩美町立陸上山村広場
- 2 指定管理者となる団体の名称等
鳥取県岩美郡岩美町大字陸上1030番地
陸上自治会
会長 中島 睦郎
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

(提案理由)

岩美町立陸上山村広場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、陸上自治会を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 2 1 号

東漁村センターの指定管理者の指定について

次のとおり東漁村センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

東漁村センター

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字大羽尾 3 4 6 番地 3 7

鳥取県漁業協同組合東支所

支所長 元部 繁紀

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

東漁村センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取県漁業協同組合東支所を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 22 号

岩美町立本庄共同作業所の指定管理者の指定について

次のとおり岩美町立本庄共同作業所の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

岩美町立本庄共同作業所

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字本庄 296 番地

本庄第三農事実行組合

組合長 岡田 純一

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

岩美町立本庄共同作業所の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、本庄第三農事実行組合を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 23 号

岩美町立恩志共同作業所の指定管理者の指定について

次のとおり岩美町立恩志共同作業所の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

岩美町立恩志共同作業所

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字恩志 191 番地

二恩志部落

区長 山本 幸男

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

岩美町立恩志共同作業所の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、二恩志部落を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 24 号

岩美町立恩志地区会館の指定管理者の指定について

次のとおり岩美町立恩志地区会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

岩美町立恩志地区会館

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字恩志 191 番地

二恩志部落

区長 山本 幸男

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

岩美町立恩志地区会館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、二恩志部落を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 25 号

岩美町立岩井スポーツ施設の指定管理者の指定について

次のとおり岩美町立岩井スポーツ施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

岩美町立岩井スポーツ施設

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字岩井 5 5 7 番地

岩井温泉区

区長 田中 篤夫

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

岩美町立岩井スポーツ施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、岩井温泉区を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 26 号

東地区社会体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり東地区社会体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

東地区社会体育施設

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字陸上 1030 番地

東地区自治会

会長 中島 睦郎

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

東地区社会体育施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、東地区自治会を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 27 号

田後地区社会体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり田後地区社会体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

田後地区社会体育施設

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字田後 2 1 9 番地 2 3

田後地区自治会

会長 福田 照実

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

田後地区社会体育施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、田後地区自治会を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 28 号

網代地区社会体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり網代地区社会体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

網代地区社会体育施設

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字網代 8 1 番地

網代地区自治会

会長 清水 博

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

網代地区社会体育施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、網代地区自治会を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 29 号

小田地区社会体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり小田地区社会体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

小田地区社会体育施設

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字黒谷 29 番地 3

小田地区自治会

会長 亀井 勲

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

小田地区社会体育施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、小田地区自治会を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第30号

岩井地区社会体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり岩井地区社会体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

岩井地区社会体育施設

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字長谷865番地

岩井地区自治会

会長 山崎 洋二

3. 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

岩井地区社会体育施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、岩井地区自治会を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 3 1 号

蒲生地区社会体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり蒲生地区社会体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

記

1. 公の施設の名称

蒲生地区社会体育施設

2. 指定管理者となる団体の名称等

鳥取県岩美郡岩美町大字洗井 1 0 5 4 番地

蒲生地区自治会

会長 平井 和憲

3. 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

蒲生地区社会体育施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、蒲生地区自治会を指定管理者として指定しようとするものであります。

議案第 3 2 号

岩美町空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

次のとおり岩美町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長戸 清

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、適切な管理が行われない空家等の発生及び放置された空家等による災害を未然に防ぎ、さらなる町民の良好な生活環境の保全並びに安心安全なまちづくりに資するため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

岩美町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する 条例

岩美町空家等の適切な管理に関する条例（平成29年岩美町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「発生」の次に「及び放置された空家等による災害等」を加える。

第2条第1項第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）管理不全空家等 そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家等

第3条中「ものとする。」を「とともに、国、県又は町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。」に改める。

第5条中「第6条」を「第7条」に改め、同条第2項第6号中「第14条」を「第22条」に改め、同号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6）管理不全空家等に対する措置（法第13条第1項の規定による指導、同条第2項の規定による勧告をいう。以下同じ。）

第7条第2項中「第10条」を「法第22条第1項」に改め、「第12条」を「第3項」に改め、「おいて、」の次に「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは、」を加える。

第8条第2項中「地方公共団体の長」の次に「、空家等に工作物を設置している者、」を加える。

第10条中「第14条」を「第22条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 町長は、法第13条第1項の規定に基づき、管理不全空家等の所有者等に対し、当該管理不全空家等に関し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

第11条中「第14条」を「第22条」に改め、「前条」の次に「第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 町長は、法第13条第2項の規定に基づき、前条第2項の規

定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

第12条第1項から第6項までの規定中「第14条」を「第22条」に改め、同条第1項中「前条」の次に「第1項」を加え、同条第7項中「第10条」を「法第22条第1項」に改め、「第11条」を「第22条第2項」に改め、「第14条」を「第22条」に改め、同条第8項中「第14条」を「第22条」に改める。

第13条に次の1項を加える。

2 町長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等、当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、法第22条第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

第15条本文を次のように改める。

町長は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため又は各種災害により被害が生じた又は見込まれるものであって緊急的又は予防的な除却を要する空家等の除却等に必要な費用に対し助成することができる。

第16条を第18条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

第13条 町長は、法第22条第3項に規定する命令を受けた所有者等が、正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 命令の対象である特定空家等の所在地
- (3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
第16条の次に次の1条を加える。

第17条 町長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場その他公共の場所において、人の生命若しくは身体又は財産に対する重大な危害を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、所有者等の特定に時間を要する場合又は連絡がとれない場合に限り、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら行い、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 町長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を、当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該空家等の所有者等がすでにこれを知っているときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、緊急安全措置を講じた場合において、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び緊急安全措置の内容を告示するものとする。

4 町長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、それに要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

岩美町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について

次のとおり岩美町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

条文中で引用する災害救助法の改正、及び定義等を明確に記載し円滑な制度の運用に資するため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

岩美町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例

岩美町被災者住宅再建等支援事業助成条例（平成13年岩美町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）指定自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長が指定したものをいう。

ア 県内において10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

イ 町内において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

ウ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

（2）居宅 指定自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これに準ずる者として町長が別に定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。

（3）全壊世帯 指定自然災害（法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。）により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。

ア 当該指定自然災害によりその居宅が全壊した世帯

イ 当該指定自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該指定自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由

により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

- (4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号二に規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。
- (5) 半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延べ床面積に対する割合又は町長が別に定めるところにより算定した損壊に係る割合（以下「被害割合」という。）が20パーセント以上のもの（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。
- (6) 一部損壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの（前3号に掲げる世帯を除く。）をいう。

2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる世帯は、それぞれ当該各号の定める数をもって、住宅が全壊した1の世帯とみなす。

- (1) 住宅の被害割合が20パーセント以上である世帯（住宅が全壊したもの及び次号に掲げるものを除く。） 2
- (2) 住宅が床上に達する浸水又は土砂の堆積等による一時的に居住することができない状態となった世帯 3

第3条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、やむ得ない事情により、給付金の対象となる者が同項各号に規定する期間内に交付の申請又は事業の完了をすることができないと認めるときは、県知事に協議の上、その期間を延長することができる。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表（第3条、第4条関係）を別表（第3条関係）に改める。

別表中（8）の項第5欄中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 4 号

職員等の旅費に関する条例の全部改正について

次のとおり職員等の旅費に関する条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

国家公務員の旅費に関する法律の一部改正に伴い、この条例の全部を改正しようとするものであります。

職員等の旅費に関する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和45年岩美町条例第28号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、公務のために旅行する職員等に支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 町が、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者（以下「町長等」という。）並びに職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する職員をいい、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「職員等」という。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除き、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号及び次条第2項において同じ。）における旅行をいう。

（2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。この号及び次条第2項において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

（3） 出張 職員等が公務のため一時在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以

下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(4) 赴任 新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため、旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

(5) 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 家族 職員等の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(7) 遺族 職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時、職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、町と旅行役務提供契約(旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、当該職員等に対し旅費を支給する。

2 職員等、又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員等が出張又は赴任のため内国旅行中に、退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下この号及び第4号並びに次項において「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員等

(2) 職員等が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族

(3) 職員等が死亡した場合において、当該職員等の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰任したときは、当該遺族

(4) 職員等が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員等

(5) 職員等が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族

3 職員等が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条第1項の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員等又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けられる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けられる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項、第4項及び第5項までに規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行われなければならない。

（1） 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするときは旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載又は記録し、これを当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録するいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。
- 6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、でき

るだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、第2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支出担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の

支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出担当者等は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他それに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払

うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

- (1) 道路運送法(昭和28年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において全路程を通算して計算し、通算し

た路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表の区分欄に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ宿泊費基準額の欄に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）のとおりとする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、第13条又は前条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び第18条に規定する家族

移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、第1項に定める額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

（1） 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員等がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

（2） 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員等の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に

準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に規定する旅費とする。

(1) 職員等が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員等が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

- 2 前項の場合において、退職等となった職員等が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 町長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員等が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員等が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員等が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号

に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員等が死亡地から新
居住地に旅行するものとして計算した旅費

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1
項第7号に掲げる順序により、同順位がある場合には、年長者を
先にする。
- 3 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出
張の例に準じ、職員等が遺族の居住地から帰住地に旅行するもの
として計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）
- 4 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に
準じ、職員等が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとし
て計算した旅費
（旅費の支給額の上限）

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費
のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第
9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び
第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7
条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費
用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当す
る部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）
に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、
第14条及び第16条から第18条第までの規定により計算した
額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない
額を合計した額とする。

（外国旅行の旅費）

第22条 外国旅行の旅費については、国家公務員の外国旅行の旅

費の例による。

(渡航雑費)

第 2 3 条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第 2 4 条 死亡手当は、職員等の外国における死亡（第 3 条第 2 項第 5 号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

(旅費の調整)

第 2 5 条 任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第 2 6 条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和 2 2 年法律

第49号) 第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の職員等旅費条例」という。）はこの条例の施行日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令等を発する旅行に適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員等旅費条例の規定は、当該旅行の内当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更前の日以前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の職員等旅費条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同上第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員等の旅費条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(岩美町固定資産評価審査委員会条例等の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「職員等の旅費に関する条例（昭和45年岩美町条例第28号）」を「職員等の旅費に関する条例（令和8年岩美町条例第 号）」に改める。

(1) 岩美町固定資産評価審査委員会条例（昭和29年岩美町条例第19号）第15条

(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成10年岩美町条例第23号）第6条

(3) 公聴会参加者等の費用弁償に関する条例（昭和29年岩美町条例第14号）第2条

(4) 岩美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岩美町条例第17号)第19条

(5) 能労務職員の旅費に関する条例(昭和46年岩美町条例第13号)第2条

(6) 岩美町水道企業職員の旅費支給条例(昭和43年岩美町条例第25号)第2条

(7) 岩美町消防団条例(昭和29年岩美町条例第58号)第13条

(岩美町特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 岩美町特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員等で非常勤のものが公務のため旅行するときは、その旅行について旅費を支給する。

2 前項の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は職員等の旅費に関する条例(令和8年度岩美町条例第 号)の規定を準用する。

3 監査委員、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、教育委員会委員及び選挙管理委員会委員が議会(議会の委員会、議会の運営委員会を含む。)又は委員会の招集に応じ、会議(監査委員が監査のため出務した場合を含む。)に出席したとき、若しくはこれらの者の資格により町長が招集した会議に出席したときは、その住所区域から会議開催場所に至る間について、実費額を支給する。

4 前項に定めるもののほか、特別職の職員等で非常勤のものが職務を行うため特に要した費用については、その相当額をその都度支給する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職員の区分		報酬	
農業委員会委員	会長	基本給	月額 43,000 円
		能率給	規則に定める額
	会長職務代理者	基本給	月額 28,900 円
		能率給	規則に定める額
	委員	基本給	月額 24,700 円
		能率給	規則に定める額
農地利用最適化推進委員		基本給	月額 24,700 円
		能率給	規則に定める額
監査委員	識見	月額 55,000 円	
	議員選出	" 45,000 円	
教育委員会	委員長	" 39,000 円	
	委員	" 27,000 円	
文化財保護委員		日額 8,100 円	
選挙管理委員会委員	委員長	" 8,400 円	
	委員	" 8,100 円	
都市計画審議会委員	会長	" 8,400 円	
	委員	" 8,100 円	
固定資産評価審査委員会委員	委員長	" 8,400 円	
	委員	" 8,100 円	
総合計画審議会委員	会長	" 8,400 円	
	副会長	" 8,200 円	
	委員	" 8,100 円	
消防対策審議会委員	会長	" 8,400 円	
	委員	" 8,100 円	
防災会議委員		" 8,100 円	

水防協議会委員	会長	〃 8,400 円
	委員	〃 8,100 円
環境保全審議会委員	会長	〃 8,400 円
	委員	〃 8,100 円
名誉町民選考審議会委員	会長	〃 8,400 円
	委員	〃 8,100 円
水道水源保護審議会委員	会長	〃 8,400 円
	副会長	〃 8,200 円
	委員	〃 8,100 円
あらゆる差別をなくする審議会委員	会長	〃 8,400 円
	副会長	〃 8,200 円
	委員	〃 8,100 円
廃棄物減量等推進審議会委員	会長	〃 8,400 円
	副会長	〃 8,200 円
	委員	〃 8,100 円
情報公開・個人情報保護審査会委員	委員	〃 9,000 円
男女共同参画審議会	会長	〃 8,400 円
	副会長	〃 8,200 円
	委員	〃 8,100 円
岩美町特別職報酬等審議会	会長	〃 8,400 円
	委員	〃 8,100 円
中央公民館運営審議会委員		〃 8,100 円
岩美町立児童館運営委員会委員		年額 4,000 円
岩美町立恩志隣保館運営審議会委員		〃 7,200 円
民生委員推薦会	委員長	日額 8,400 円
	委員	〃 8,100 円
青少年有害図書審議会委員	会長	〃 8,400 円
	副会長	〃 8,200 円
	委員	〃 8,100 円
投票管理者		〃 14,500 円
期日前投票所投票管理者		〃 12,800 円
開票管理者		〃 12,200 円

投票立会人	〃 12,400 円
期日前投票所投票立会人	〃 10,900 円
開票立会人	〃 10,100 円
選挙長	〃 12,200 円
選挙立会人	〃 10,100 円
鳥獣被害対策実施隊員	〃 5,000 円
緊急銃猟捕獲者	〃 46,900 円
いじめ問題調査委員会委員	〃 9,000 円
いじめ問題検証委員会委員	〃 9,000 円

別表（第 13 条関係）

区分	宿泊費基準額（1 夜につき）
北海道	13,000 円
青森県	11,000 円
岩手県	9,000 円
宮城県	10,000 円
秋田県	11,000 円
山形県	10,000 円
福島県	8,000 円
茨城県	11,000 円
栃木県	10,000 円
群馬県	10,000 円
埼玉県	19,000 円
千葉県	17,000 円
東京都	19,000 円
神奈川県	16,000 円
新潟県	16,000 円
富山県	11,000 円
石川県	9,000 円
福井県	10,000 円
山梨県	12,000 円
長野県	11,000 円
岐阜県	13,000 円

静岡県	9,000 円
愛知県	11,000 円
三重県	9,000 円
滋賀県	11,000 円
京都府	19,000 円
大阪府	13,000 円
兵庫県	12,000 円
奈良県	11,000 円
和歌山県	11,000 円
鳥取県	8,000 円
島根県	9,000 円
岡山県	10,000 円
広島県	13,000 円
山口県	8,000 円
徳島県	10,000 円
香川県	15,000 円
愛媛県	10,000 円
高知県	11,000 円
福岡県	18,000 円
佐賀県	11,000 円
長崎県	11,000 円
熊本県	14,000 円
大分県	11,000 円
宮崎県	12,000 円
鹿児島県	12,000 円
沖縄県	11,000 円

議案第 35 号

いわみ暮らしおためし住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおりいわみ暮らしおためし住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

単身者及びおためし地域おこし協力隊並びに地域おこし協力隊インターンがおためし住宅を使用できるようにするためこの条例の一部を改正しようとするものであります。

いわみ暮らしおためし住宅の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

いわみ暮らしおためし住宅の設置及び管理に関する条例（平成
26年岩美町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、おためし地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊イン
ターンとして本町に滞在する者については、各号の規定にかかわ
らず使用できるものとする。

第4条第2項第1号中「夫婦、親子等（以下「家族」という。）で」
を削り、同項第2号中「あって、現に同居する家族で使用予定で」
を削り、同号ただし書を削り、同項3号中「転勤」の次に「、婚姻」
を加える。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、おためし地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊イン
ターンについては、7日未満であっても使用できるものとする。

別表中「

7日	10,000円	賃借期間が8日以上1月未満のときは、1日 当たり1,000円を加算する。
----	---------	---

」を「

7日 以内	10,000円	賃借期間が8日以上1月未満のときは、1日 当たり1,000円を加算する。ただし、加 算後の住宅使用料の額が25,000円を超 えるときは、25,000円を上限とする。
----------	---------	--

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 36 号

岩美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり岩美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、この条例の一部を改正しようとするものであります。

岩美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年岩美町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある家庭的保育事業所等にあつては、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 37 号

岩美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり岩美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地
方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い、この条例の一部を改正しようとするものであります。

岩美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年岩美町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 38 号

岩美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

次のとおり岩美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、この条例の一部を改正しようとするものであります。

岩美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

岩美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年岩美町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 39 号

岩美町犯罪被害者等支援条例の一部改正について

次のとおり岩美町犯罪被害者等支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

鳥取県において令和8年4月1日から県内統一の新たな犯罪被害者等に対する経済的支援制度が創設されることに伴い、犯罪被害者等見舞金の支給について適用期限を令和8年3月31日とするため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

岩美町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

岩美町犯罪被害者等支援条例の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(適用期限)

- 3 第 7 条の規定は、令和 8 年 3 月 3 1 日までに発生した犯罪等による犯罪被害者等について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

岩美町敬老祝金支給条例の一部改正について

次のとおり岩美町敬老祝金支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

長寿社会が進展する中、敬老祝い金の内容を見直し、健康づくりなど高齢者福祉の充実を図るため、この条例の一部を改正しようとするものです。

岩美町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

岩美町敬老祝金支給条例（昭和49年岩美町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「8月」を「9月」に、「翌年の1月1日から12月31日までの間に88歳又は99歳を迎える者とする」を「その年度の4月1日から3月31日までの間に100歳の誕生日を迎える者又は最高齢の男女とする」に改める。

第3条第1号中「88歳」を「100歳を迎える者」に改め、同条第2号中「99歳を迎える者」を「最高齢を迎える男女（ただし、前項に掲げる者は除く。）」に、「50,000円」を「5,000円」に改める。

第4条中「毎年9月」の次に「15日以降速やか」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号

岩美町介護保険条例の一部改正について

次のとおり岩美町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴う介護保険法施行令の改正によって、課税者とみなされることにより意図せず介護保険料が増額されてしまう者を令和8年度に限り保険料の減免によって救済するため、この条例の一部を改正しようとするものです。

岩美町介護保険条例の一部を改正する条例

岩美町介護保険条例（平成12年岩美町条例第14号）の附則に次の1条を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第3条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされたことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第2条1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

- 2 前項の規定により減免する保険料の額は、当該第1号被保険者について決定された令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額と令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額との差額に相当する額とする。
- 3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 2 号

岩美町奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例
の一部改正について

次のとおり岩美町奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

奨学資金償還助成制度の財源の一部とするため、この条例の一部を改正しようとするものであります。

岩美町奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する
条例の一部を改正する条例

岩美町奨学資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年岩美町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「毎年度基金として積み立てる金額は、10万円以上とする」を「基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（処分）

第7条 町長は、財政上特に必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の運用を妨げない限度において、基金に属する現金の一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 3 号

岩美町過疎地域持続的発展計画の策定について

次のとおり岩美町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、岩美町過疎地域持続的発展計画を定めようとするものであります。

議案第 4 4 号

岩美町道路線の認定について

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 5 日提出

岩美町長 長 戸 清

整理番号 (路線番号)	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
6 9 8 (3 1 0 7)	大岩 駅線	岩美町大字大谷字柳ヶ坪 267-2 地先	
		岩美町大字大谷字上赤梨子 1890-4 地先	
6 9 9 (4 1 2 1)	堀川線	岩美町大字浦富字下番原 3446 地先	
		岩美町大字浦富字堀川 3384-1 地先	

(提案理由)

今回の町道認定は、山陰近畿自動車道の岩美道路が開通したことを受け、鳥取県より県道網代港大岩停車場線の一部及び、工事用道路の移管申し出があったものを、町道として認定し管理しようとするものであります。

議案第45号

令和8年度岩美町一般会計予算

令和8年度岩美町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,160,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をする

ことができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予 算
(単位：千円)

歳 入	款	項	金 額
1 町	税		1,091,040
		1 町 民 税	458,806
		2 固 定 資 産 税	510,692
		3 軽 自 動 車 税	46,952
		4 市 町 村 た ば こ 税	73,120
		5 入 湯 税	1,470
2 地 方 譲 与 税			61,800
		1 自 動 車 重 量 譲 与 税	38,600
		2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	9,600
		3 森 林 環 境 譲 与 税	13,600
3 利 子 割 交 付 金			2,500
		1 利 子 割 交 付 金	2,500
4 配 当 割 交 付 金			10,000
		1 配 当 割 交 付 金	10,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			13,000
		1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	13,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金			14,700
		1 法 人 事 業 税 交 付 金	14,700
7 地 方 消 費 税 交 付 金			309,500
		1 地 方 消 費 税 交 付 金	309,500
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金			300
		1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	300
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金			1,200
		1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	1,200
10 地 方 特 例 交 付 金			16,000
		1 地 方 特 例 交 付 金	16,000

款		項		額
11	地方交付税	地方交付税		3,810,000
12	交通安全対策特別交付金	交通安全対策特別交付金		500
13	分担金及び負担金	負担金		435
14	使用料及び手数料	使用料		74,743
		手数料		15,193
15	国庫支出金	国庫負担金		840,704
		国庫補助金		528,086
		国庫委託金		308,820
				3,798
16	県支出金	県負担金		807,373
		県補助金		237,247
		県委託金		444,365
				125,761
17	財産収入	財産運用収入		57,185
		財産売却収入		55,583
				1,602
18	寄附金	寄附金		153,215
19	繰入金	基金繰入金		153,215
		特別会計繰入金		409,947
				402,894
20	繰越金	繰越金		7,053
				1

款		項		金額
20	繰越収入	繰越	繰越	1
21	繰越収入	繰越	繰越	46,757
		繰越	繰越	2
		繰越	繰越	500
		繰越	繰越	2,291
		繰越	繰越	1
		繰越	繰越	43,963
22	繰越収入	繰越	繰越	439,100
		繰越	繰越	439,100
		繰越	繰越	8,160,000

(単位：千円)

歳出

款	項	金額
1 議	1 議	94,005
2 総	1 総務	1,400,850
	2 徴	1,203,632
	3 戸籍住民基本台帳	92,941
	4 選	47,430
	5 統	41,319
	6 監	5,295
3 民	1 社会福祉社	10,233
	2 児童福祉社	2,681,367
	3 生活保護	1,381,289
4 衛	1 保健衛生	1,127,616
	2 清掃	172,462
	3 病院	886,280
5 農	1 農業	204,616
	2 林業	182,615
	3 水産業	499,049
6 商	1 商業	366,447
	2 工業	256,518
	3 水産業	44,831
7 土	1 土木	65,098
	2 道路橋りょう	258,499
	3 森林	258,499
	4 土木	745,494
	5 土木	156,841
	6 土木	407,436

款	項	金額
7 土 木 費	3 都 市 計 画 費	8,071
	4 下 水 道 費	127,518
	5 住 宅 費	45,080
	6 河 川 海 岸 費	548
	1 消 防 費	315,126
	1 消 防 費	315,126
8 消 防 費	1 教 育 費	675,957
	1 教 育 費	143,576
	2 小 学 校 費	152,490
	3 中 学 校 費	69,621
	4 社 会 教 育 費	165,844
9 教 育 費	5 保 健 体 育 費	144,426
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,000
10 災 害 復 旧 費	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,000
11 公 債 費	1 公 債 費	732,975
	1 公 債 費	732,975
12 予 備 費	1 予 備 費	2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	8,160,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業小口融資に係る損失補償	令和8年度の融資について、令和9年度から金銭消費貸借に係る契約書に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで。ただし、条件変更措置を受けて貸付期間を延長した場合、その延長した後の償還が完了する日が属する年度の翌年度まで。	鳥取県信用保証協会が代位弁済した年度の翌年度の10月末日における、代位弁済した額の残額の1割に相当する額
岩美町立児童遊園指定管理料 (恩志、本庄)	令和9年度から令和12年度	180
岩美町立岩井スポーツ施設指定管理料	令和9年度から令和12年度	552
岩美町地区社会体育施設指定管理料 (東、田後、網代、小田、岩井、蒲生)	令和9年度から令和12年度	10,392
岩美めぐみ館指定管理料	令和9年度から令和10年度	3,240
岩美町立緑地管理中央センター指定管理料	令和9年度から令和10年度	472
合 計		14,836

第 3 表 方 地 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎地域持続的発展特別事業	千円 76,000	証書借入 又 証券発行	4.5% 以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れて 資金について 利率の見直し を行った後に おいては当該 見直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し若しくは、繰上げ償還又は低利に借換えすることができ。
デジタル活用推進事業	3,600			
災害援護資金貸付債	3,500			
保育所施設改修事業	2,200			
児童センター整備事業	163,600			
上水道事業出資債	500			
町道新設改良事業	172,900			
緊急防災・減災事業	12,200			
学校給食共同調理場改修事業	4,600			
合 計	439,100			

議案第46号

令和8年度岩美町代替バス運送事業特別会計予算

令和8年度岩美町の代替バス運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,256千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入歳出予算
 歳入 (単位：千円)

款	項	額
1 使用材料及び手数料		2,600
	1 使用材料	2,600
2 県支出金		20,740
	1 県補助金	20,740
3 繰入金		49,914
	1 他会計繰入金	49,914
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		10,001
	1 町預金利息	1
	2 雑収入	10,000
歳入	合計	83,256

(単位：千円)

歳出

款	項	金額
1 総務費		83,056
1 総務管理費		83,056
2 予備費		200
1 予備費		200
歳出	合計	83,256

議案第47号

令和8年度岩美町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度岩美町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236,066千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
 歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		169,428
2 使用料及び手数料	1 後期高齢者医療保険料	169,428
3 広域連合支出金	1 手 数 料	7
4 繰 入 金	1 広 域 連 合 委 託 金	4,397
5 繰 越 金	1 他 会 計 繰 入 金	62,030
6 諸 収 入	1 繰 越 金	62,030
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	201
	3 雑 入	1
	合 計	236,066

(単位：千円)

歳出

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	7,917
	2 徴収費	7,841
2 広域連合納付金	1 広域連合納付金	227,948
		227,948
3 諸支出金		201
	1 償還金及び還付加算金	201
歳出	合計	236,066

議案第48号

令和8年度岩美町国民健康保険特別会計予算

令和8年度岩美町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,336,414千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予 算
(単位：千円)

歳 入	款	項	金 額
1	国民健康保険税		188,640
2	使用料及び手数料	1 国民健康保険税	188,640
3	国庫支出金	1 手数料	75
4	県支支出金	1 国庫補助金	4,752
5	財産収入		4,752
6	寄附金	1 県補助金	1,028,589
7	繰入金	2 財政安定化基金交付金	1,028,588
8	繰越金	1 財産運用収入	1
9	諸収入	1 寄附金	1
		1 他会計繰入金	112,887
		2 基金繰入金	80,886
		1 繰越金	32,001
		1 繰越金	1
		1 延滞金加算金及び過料	109
		2 町預金利子	4
		3 雑入	1
		合 計	104
	歳 入	合 計	1,336,414

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		
	1 総務管理費	16,823
	2 徴税費	15,998
	3 運営協議会費	626
		199
2 保険給付費		1,006,174
	1 療養諸費	845,762
	2 高額療養費	156,500
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	3,002
	5 葬祭諸費	900
3 国民健康保険事業費納付金		275,648
	1 医療給付費分	183,763
	2 後期高齢者支援金等分	66,405
	3 介護納付金分	19,022
	4 子ども・子育て支援納付金分	6,458
		1
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		29,786
	1 特定健康診査等事業費	11,519
	2 保健事業費	6,735
	3 健康管理費	11,532
6 積立金		1,360
	1 積立金	1,360
7 諸支出金		4,622
	1 償還金及び還付加算金	1,061
	2 延滞金	1

款		項		額
7	支 出 金	3	出 金	3,560
8	備 費			2,000
		1	備 費	2,000
	歲 出	合 計		1,336,414

議案第49号

令和8年度岩美町介護保険特別会計予算

令和8年度岩美町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,497,568千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

第 1 表 歳入 歳出 予 算
(単位：千円)

歳 入	款	項	金 額
1	保 険 料	1 介 護 保 険 料	294,660
2	使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料 2 手 数 料	105 88 17
3	国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	366,566 257,403 109,163
4	支 払 基 金 交 付 金	1 支 払 基 金 交 付 金	392,484
5	県 支 出 金	1 県 負 担 金 2 県 補 助 金	392,484 207,830 201,543 6,287
6	財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1,447 1,447
7	繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 基 金 繰 入 金	222,248 209,727 12,521
8	繰 越 金	1 繰 越	1
9	諸 収 入	1 雑 入	1
10	サービス事業勘定サービス収入	1 予 防 給 付 費 収 入	6,048
11	サービス事業勘定繰入金	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,048 6,178 6,178

款	入	合	項	額
歲	入	合	計	1,497,568

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		
	1 総務管理費	22,526
	2 徴収費	17,199
	3 介護認定審査委員会費	793
	4 趣旨普及費	4,534
		0
2 保険給付費		1,412,137
	1 介護サービス等諸費	1,305,816
	2 介護予防サービス等諸費	41,515
	3 その他の諸費	1,824
	4 高額介護サービス等費	33,222
	5 特定入所者介護サービス等費	29,760
3 地域支援事業費		48,113
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	35,684
	2 一般介護予防事業費	3,201
	3 包括的支援事業・任意事業費	8,866
	4 その他の他諸費	132
	5 高額介護予防サービス費	230
4 基金積立金		2,286
	1 基金積立金	2,286
5 諸支出金		280
	1 償還金及び還付加算金	280
6 サービス事業勘定総務費		7,994
	1 サービス管理費	7,994
7 サービス事業勘定事業費		4,232
	1 介護予防支援事業費	4,232
歳出	合計	1,497,568

議案第50号

令和8年度岩美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度岩美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	4,470戸(10,529人)
(2) 年間総給水量	1,061,000m ³
(3) 一日平均給水量	2,907m ³
(4) 主要な建設改良事業	水道施設改良事業 92,046千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入
第1款 水道事業収益	285,137千円
第1項 営業収益	214,293千円
第2項 営業外収益	70,844千円

	支	出
第1款	水道事業費用	285,137千円
第1項	営業費用	252,672千円
第2項	営業外費用	32,315千円
第3項	予備費	150千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額114,644千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,656千円、過年度分損益勘定留保資金108,988千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款	資本的収入	94,047千円
第1項	企業債	54,800千円
第2項	出資金	9,413千円
第3項	補助金	7,175千円
第4項	負担金	22,659千円

	支	出
第1款	資本的支出	208,691千円
第1項	建設改良費	92,046千円
第2項	企業債償還金	116,644千円
第3項	基金積立金	1千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設 改良事業	千円 54,800	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し若しくは、繰上げ償還又は低利に借換えすることができるとが

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

28,039千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,918千円と定める。

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清

議案第51号

令和8年度岩美町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度岩美町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 水洗化人口 | 8,566人 |
| (2) 年間有収水量 | 848,000m ³ |
| (3) 主要な建設改良事業 | 管渠建設改良事業 149,308千円 |
| | 処理場建設改良事業 77,559千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中会計処理に係る委託費2,112千円の財源に充てるため公営企業会計適用債2,100千円を借り入れる。

	収入
第1款 下水道事業収益	469,439千円
第1項 営業収益	198,315千円
第2項 営業外収益	271,124千円

	支	出
第1款	下水道事業費用	469,439千円
第1項	営業費用	418,385千円
第2項	営業外費用	50,904千円
第3項	予備費	150千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27,275千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,986千円、過年度分損益勘定留保資金15,289千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款	資本的収入	511,124千円
第1項	企業債	287,700千円
第2項	補助金	71,903千円
第3項	負担金等	90,515千円
第4項	出資金	54,299千円
第5項	その他資本的収入	6,707千円
第1款	資本的支出	538,399千円
第1項	建設改良費	234,944千円
第2項	企業債償還金	298,436千円
第3項	基金積立金	5,019千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
公営企業会計システム構築及び運用保守業務委託料	令和9年度から令和14年度まで	16,613千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設 建設改良事業	129,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて利率の見 直しを行った後 においては当該 見直し後の利 率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行 その他の場合には、その 債権者と協定するものに よる。ただし、町財政の 都合により、据置期間及 び償還期限を短縮し若し くは、繰上げ償還又は低 利に借換えすることので きる。
資本費平準化債	158,700			
公営企業会計適用債	2,100			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

6, 6 2 5 千円

議案第52号

令和8年度岩美町病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度岩美町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	99床
(2) 年間患者数	
入院	32,485人(医科 32,485人)
外来	57,117人(医科 40,729人)
	(歯科 7,471人)
	(介護 5,543人)
	(訪問看護 3,374人)

(3) 一日平均患者数

入院 89人
外来 237人

(4) 主要な建設改良事業

医療機械器具等購入事業 25,941千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	支出
第1款 病院事業収益	1,901,478千円	
第1項 医業収益	1,418,893千円	
第2項 介護サービス収益	44,783千円	
第3項 訪問看護ステーション収益	38,192千円	
第4項 医業外収益	399,609千円	
第5項 特別利益	1千円	
第1款 病院事業費用		2,072,603千円
第1項 医業費用		1,995,632千円
第2項 訪問看護ステーション費用		33,594千円

第3項 医業外費用	37,677千円
第4項 特別損失	5,400千円
第5項 予備費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額146,651千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,835千円、過年度分損益勘定留保資金142,816千円で補てんするものとする。）。

	収 入	支 出
第1款 資本的収入	181,726千円	
第1項 企業債	33,600千円	
第2項 出資金	140,747千円	
第3項 補助金	7,379千円	
第1款 資本的支出		328,377千円
第1項 建設改良費		42,184千円
第2項 企業債償還金		281,393千円
第3項 看護師奨学金貸付金		3,600千円
第4項 薬剤師奨学金貸付金		1,200千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
薬剤師奨学金支援助成金	令和9年度から令和15年度まで	2, 835千円
看護師奨学金貸付金	令和9年度から令和11年度まで	3, 600千円
薬剤師奨学金貸付金	令和9年度	1, 200千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機械器具 購入事業等	33, 600 千円	証書借入 又は 証券発行	4. 5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを行 った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合に は、その債権者と協定するものによ り、据置期間及び償還期限を短縮 し若しくは、繰上げ償還又は低利 に借換えすることができ。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,259,854千円

(2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第9条 医療機器購入等のため国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,560千円である。

国民健康保険特別会計

3,560千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、142,557千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	種類	名称	数量
医療機器		院内ネットワーク更新	一式

令和8年3月5日提出

岩美町長 長 戸 清